



申込期限を
8月31日まで延長

一時的に資金が必要な人が対象 緊急小口資金の特例貸付

花巻市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急に生計維持のための資金を必要とする世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を行っています。

■**対象** 休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

■**貸付上限額** 10万円

※次のいずれかに該当する場合は20万円

▶世帯に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合▶世帯に要介護者がいる場合▶4人以上の世帯の場合▶小学校などの臨時休業により子どもの世話が必要となった労働者がいる場合一など

■**償還期間** 据置後2年以内(据置期間は1年以内)

■**貸付利子** 無利子

■**保証人** 不要

■**申込期限** 8月31日(水)

■**申し込み方法** 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

申込期限を
8月31日まで延長

生活の立て直しが必要な人が対象 総合支援資金の特例貸付



花巻市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日常生活の維持が困難な世帯を対象に、総合支援資金の特例貸付を行っています。

■**対象** 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■**要件** 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(花巻市社会福祉協議会)の支援を受けることに同意すること

■**貸付期間** 3カ月以内

■**貸付上限額** ▶単身…月15万円▶2人以上…月20万円

■**償還期間** 据置後10年以内(据置期間は1年以内)

■**貸付利子** 無利子

■**保証人** 不要

■**申込期限** 8月31日(水)

■**申し込み方法** 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

利用期間は
8月21日まで

がんばれ花巻！対象店舗で最大20%が戻ってくる キャンペーンを利用しながら地域のお店を応援！



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地元のお店を応援するため、市内対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay(ペイペイ)」で決済した場合に、支払額の最大20%のPayPayポイントを付与するキャンペーンを実施しています。

■**期間** 7月22日(金)[午前0時]～8月21日(日)[午後11時59分]

■**内容** キャンペーン期間中、PayPayで支払うと、決済金額の最大20%のPayPayポイントが後日付与されます。

※PayPay 1 アカウントにつき1 決済当たりの付与上限は4,000ポイント(例:10,000円分の買い物で2,000円分のPayPayポイントを付与)、期間中の付与合計上限は15,000ポイント。支払方法などの条件はPayPayホームページでご確認ください

■**PayPayポイント付与** ポイントは、支払日の翌日から30日後に付与され、PayPay加盟店舗での代金の支払いに使用できます。

※付与されたポイントは、出金・譲渡できません

■**お客様相談窓口**

○PayPayお客様相談窓口…毎日、24時間、☎0120-990-634

○ソフトバンク花巻桜台店(予約制)…午前10時～午後7時、☎21-3231

PayPayアプリ操作方法説明会

■**期日** 8月8日(月)

■**時間** 午前11時～午後6時

■**場所** イトーヨーカドー花巻店(フードコート横)

*利用できる対象店舗は、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

【問い合わせ】 本館商工労政課(☎41-3534)

申請期限を
9月30日まで延長

「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付利用者が対象 はなまき暮らしの継続応援事業



市では、都道府県社会福祉協議会が実施している「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付を受けた人の貸付利用相当額の一部を支援しています。

※「緊急小口資金」「総合支援資金」の詳細は13ページに記載しています

■**対象** 緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けた人で、次の要件を全て満たす人

▶貸付決定から本支援金の申請時点まで、本市の住民基本台帳に記載されている人▶令和2年4月以降の収入のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひとつ以上ある人

■**補助額・上限額** 貸付利用相当額の40%相当額

○緊急小口資金…上限8万円

○総合支援資金…上限24万円

■**申請期限** 9月30日(金)

■**申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、▶岩手県社会福祉協議会が発行する貸付決定通知書▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、持参、郵送のいずれかで下記へ提出

*申請様式は「緊急小口資金」「総合支援資金」の申し込み手続き時に配布しているほか、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

既に貸付利用相当額の20%相当額で支援を受けた人には、拡充分との差額を追加で支給します。該当者には、申請書類を送付していただきますので、忘れずに申請してください

【問い合わせ・申請】 新館地域福祉課(〒025-8601 花巻町9-30 ☎41-3574)